

(目次) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

岡山県告示第四百七十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化庁循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物に係るもの

(1) 高梁市津川町八川字岡一六一八番の一部

(2) 美作市位田字オノ元九二五番一の一部、九二五番二、同字ぜもんくぼ九二六番一、九二六番二の一部、九二六番三の一部、九二六番四、九二七番、同字釈迦堂九二九番、同字ぜもんくぼ九三〇番

二 政令第十三条の二第二号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物に係るもの

新見市菅生字大平、同字北ノ内、同字西、同字北内、同字前田、同字井ノ奥、同字ムクロ谷、同字清水田地内の一部

三 備考

- 1 一部の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
- 2 一の(1)の区域については平成二十一年四月七日、一の(2)の区域については平成二十一年七月七日、二の区域については平成二十一年六月二十二日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

附 則（平成二十二年告示第三百三十四号）

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。